

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見

一般社団法人日本成年後見法学会

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する日本成年後見法学会の意見は以下の通りである。

- 1 1については特に意見はない。
- 2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等に対する意見

(1) 基本的な考え方について

今後の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーションと自己決定権の尊重の理念に立ち返るべきであるとする点は、基本方針としてきわめて重要であり、異論はない。

ただし、わが国が採用する類型のうち、後見の包括的代理権と取消権、保佐の取消権は、本人の意思や意向及び必要性を考慮せず、開始とともに当然に付与されることから、固定的で硬直的であり、これらの制度がその理念に適合しているとは考えられない。障害者権利条約12条は締約国に対し、行為能力の平等の措置をも求めるものである。権利制約は必要最小限でなければならないとの原則に立ち返れば、この類型の同条約適合性の検証とともに見直しも早期の課題とすることが必要である。利用促進法11条がいう国際的動向を踏まえることから、それが求められている。

(2) 今後の施策の目標等について

この項目においてかけられた目標や重要施策等についても異論はない。

地域連携ネットワークを全国に広げるとともに、その中核機関を置くとした点は、実効性の点から評価できる。

ただし、利用促進法11条10号が、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他必要な措置を講ずることをあげているのに対し、利用促進委員会意見がこの点について何らの論及もしていない点は、不十分と言わざるを得ない。現状の人的体制の検証と今後の利用促進が図られたときに必要となる人的その他の体制等につき検討し、家庭裁判所と協議を行うことを明示すべきである。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策に対し

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善について

① 意思決定支援の在り方

高齢者と障害者の特性に応じた検討がなされるべきであるとすることは適切である。加えて、意思決定支援が求められる法律行為等の重要度や緊急度、

親族間の対立や過去の本人への干渉の状況、虐待の事実等、さまざまな場面を想定した具体的な指針の検討が必要と考えられる。

② 後見人の選任における配慮

基本的に異論はない。なお、後の受任者調整の項で中核機関が後見人候補者を推薦することにつき説明していることから、ここで述べられている情報提供には、後見人候補者に関する情報をも含んでいるものと推測される。そうであれば、その検討においては、その情報の質の確保、提供の方法及びいかなるケースで提供するかなども課題とする必要がある。また、特に後見人候補者の情報収集と提供においては、成年後見の経験を有する専門職の関与が必要である。

③ 利用開始後における柔軟な対応

後見人の交代を柔軟に行うことを可能とするための環境整備には同意できるが、円滑な人間関係が構築できない原因を適切に把握することも課題とするべきであろう。関係者が不適切な要求を繰り返すことにより円滑な人間関係を構築できない結果に陥いることもあり得るからである。

④ 診断書等の在り方

家庭裁判所が作成している診断書の書式では、医師が、精神障害の程度にとどまらず、財産管理能力の有無、程度したがって3種類のいずれに該当するかについても判断することを求められている。しかし、財産管理能力の対象となる財産の範囲や種類が明示されていないため、保護の必要性を意識して、重い類型に引きずられた診断をしている例もある。この点、再度、後見、保佐における判断能力の相違を具体的に明確化するとともに、医師の診断をどこまで求めるかについても再検討することが必要と考える。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度は、本人らしい生活を守るための制度であるとともに、虐待や財産侵害などから保護し、被害回復を図る機能もはたす制度であり、両面からの体制整備が必要である。そのためには、①のウにおいて、必要な場合には早期に専門職が関与し得る体制の整備もあげるべきであろう。

④で地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等としてあげられている事項に異論はないが、中核機関と地域連携ネットワークとを並列して記載しているため、同じ位置づけとされているかの誤解を与えるおそれがある。中核機関は、国や地方自治体の施策としてその具体的機能をはたす責任を負う機関であり、それゆえ体制の整備は公的財源により行われ、個人情報等の収集・管理も可能となる。地域連携ネットワークは、自発的な活動にとどまり、財政的その他の限界も大きい。ここで

あげられている具体的機能の最終的責任を負うのは、中核機関であることを明記すべきである。

また、中核機関のこれらの機能を「関係団体と分担する」としているが、受任者調整を公的機関以外に分担させることは相当ではない。

法人後見の担い手の育成・活動支援においては、成年後見人として活動するのに必要な技術を習得しているとともに、経験や人的・物的・経済的基盤があること、利益相反のおそれがないこと等が必要となる点に留意しなければならない。したがって、NPO法人を法人後見の担い手として育成するのであれば、当該法人の適格性に関する審査方法も検討されなければならない。

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行については、その基準等につき慎重な検討が必要である。日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会等による市民に身近な支援として定着していることから、移行が望ましいケースとしてはどのような場合が考えられるかについて、明確な指針を作成する必要がある。

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備が、直ちに不正防止の効果に結びつくかということについては、疑問がある。意図的な財産関係の不正の徴候を地域連携ネットワークや支援者チームが把握することはそう容易ではない。行政的機関である中核機関であればこそ、個人情報管理し、継続的に親族後見人を支援していくことにより、結果として不正防止の効果が期待できる。不正防止効果はここに位置づけるべきである。

中核機関の設置の区域と主体は、市町村とし、地域の実情に応じて、複数の市町村で共同して設置することを認めるものとすべきである。その理由は、利用促進委員会が述べることと同様であり、中核機関が成年後見制度利用促進の原動力的機関になることを考えれば、「望ましい」という程度にとどめるべきではない。

委託については、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市町村が適切に選定するものとする。」とされているように、委託候補機関における業務の中立性・公正性の確保がきわめて重要である。さらに地域における医療、保健、福祉等のネットワークは市町村が中心となって構築していることを考えると、市町村の直営が望ましく、委託する場合でも、直営に準ずるような社会福祉協議会等を対象とするべきである。

また分担して委託するということになると、相互の連携を図ることが困難となり、支援が分断され形式的になるおそれがある点に注意が必要である。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

「③家庭裁判所と専門職団体等との連携」という項があるが、ここでは、法務省等と最高裁判所との連携と記載されている。法務省等のなかに専門職団体を含むのか否か不明確である。専門職団体との協議ないし連携を明示すべきである。

なお、②において、法律専門職団体に対する親族後見人の指導・助言を求めているが、親族後見人に関する情報は、個人情報であり、法律専門職団体といえどもアクセスできないのであるから、これを防止策としてかかげてもほとんど意味がない。

移行型任意後見契約の問題に関しては、適切な移行をさせるには、移行型任意後見契約締結の情報を中核機関に登録し、管理させるようなしくみを検討すべきである。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

ここで述べられている方針はこれまでの対応の範囲を超えるものではなく、不十分と言わざるを得ない。任意後見人候補者の質を確保するための基準や候補者に関する情報の提供、利用しやすくするための制度の検証も必要である。たとえば、権限の追加や削除及び任意後見人の報酬の変更等を容易にし、また予備的受任者を認めるなどが考えられる。

②成年後見制度利用支援事業の拡充については、高齢者や障害者の虐待防止法等の規定からもわかるように、成年後見制度が福祉の一環としての機能をはたしていることを考慮すれば、「望ましい」というレベルにとどめず、市町村に対して積極的に取り組むよう求めるべきである。もとよりこれについては、これまでの基準を超える国や都道府県の財政的手当が必要である。

なお、専門職団体の自発的な助成制度（これは評価に値するとはいうものの）を国の施策の内容において、その取り組みの促進をかかげるのは、公的責任の観点からは相当と思われない。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

④関係団体の項で、社会福祉法人が自ら成年後見等を実施することも含め、普及に向けた取り組みを実施することが期待されるとする。ここでいう社会福祉法人が本人との関係でどのような位置にあるものを指しているのか明確ではないが、本人に入所サービスを提供し、その対価として利用料等の報酬を得ている社会福祉法人が本人の財産管理に関する事務を担うことをも想定しているとすれば、利益相反の問題を軽視していると言わざるを得ず、相当ではない。

(6) 成年被後見人等の医療、介護に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

医療における意思決定支援は、医療を行おうとする医療関係者のみの役割ではなく、本人の生活歴や信条等をよく知る支援者等多職種の者が加わることにより、適切に進めることが可能となる。したがって、療養看護に関する職務を有し、本人意思尊重義

務（民法第 858 条）を負う成年後見人がその一員となるのは自然な結論である。また、「意思を推定する場合にも・・・貢献できる」とするのは、「意思の推定」と述べることから、本人の意思を推定して医療行為を行うことを前提しているものと解され、これにも同意できる。

今後の方向性として示された指針の作成等による成年後見人の役割の明確化は、射程範囲が若干不明確であるが、まずは、成年後見人が意思決定支援者の一員として意思決定を支援し、それでも決定できないときは、成年後見人も意思の推定につき意見を述べ、さらに意思の推定もできないときには、医療が保障される方向で成年後見人がどのように対応するかにつき指針を作成するということと読み取れる。そうであれば、現状の困難な課題を解消するひとつの方法として評価できる。

利用促進法第 11 条 3 号の要求は、侵襲的医療の同意ができないため医療を受けることができないという事態を解消することにある。ここで困難な問題として提起されているのは、意思決定支援がなされても意思決定できない場合である。そのような場合において、円滑に必要な医療を受けるため成年後見人等がどのような役割をはたすことができるかについて検討を加え措置を講ずることを求めているものである。

ただし、侵襲的医療に同意する能力がない人に対する医療の提供については、本来は、インフォームドコンセントや家族を含む第三者による医療の同意に関する総合的な法の整備が必要であることを付言する。

以上